

ご旅行条件書(抜粋)

お申し込みの際には必ずこちらをご確認の上、お申し込みください。

取引条件説明書面である旨「この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める旅行取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります」

この旅行は(株)EGAO GROUP(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業契約款募集型企画旅行の部によります。

●申し込みの方法と契約の時期

(1) 旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、旅行代金(申込金)を添えてお申し込みください。

当社が契約の締結を承諾し、旅行代金(申込金)を受理したときに契約が成立します。

電話、郵便、FAX 等により予約頂いた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込み手続きをお願いします。

(2) 申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部または全部として取り扱います。

(3) 団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

●旅行代金のお支払い

(1) 申込の際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。

30,000 円未満……………旅行代金まで

(2) 残金は旅行開始日の前日からさかのぼって 21 日前にあたる日より前にお支払いください。

●旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された交通費、入場料金、観光料金及び消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動中に必要な心付けを含みます。
- (3) 上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●取消料

(1) お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

解除期日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあたっては 10 日前）にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日の当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の 100%

●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程保証

当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第 29 条別表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払いいたします。

●基準日

この旅行代金は令和 7 年 11 月 25 日現在の運賃・料金を基準としております。